

2020 年度事業計画書

公益財団法人日本都市センター

事業の概要

都市をとりまく状況を踏まえ、①地方分権改革の推進、②超高齢・人口減少・グローバル社会への対応、③住民と行政の協働、の3つを中期的なテーマに掲げて事業を展開する。また、国や全国の都市自治体の動向を見つつ戦略的に調査研究を実施し、効果的な情報提供を行う。

2020年度においては、地方自治をめぐる諸状況や全国の都市自治体の政策ニーズを踏まえ、都市政策、行政経営及び地方自治制度等の都市に関する事業を実施する。

第一に、調査研究事業として、全国市長会と共同設置している第7期都市分権政策センターにおいて「市区長と有識者の参画のもとでの特定ないし任意テーマに関する調査研究（都市自治体と都道府県の関係性に関する調査研究）（都市の未来を語る市長の会）」、「都市自治体におけるガバナンスに関する調査研究（都市自治体における法務とその担い手）」、「分権社会の都市自治体条例に関する調査研究」、「各国の地方自治制度、都市税財政、各種都市施策等についての調査研究」を実施するほか、独自事業として、「グローバル化を見据えた都市自治体の主要政策課題の内外比較研究」、「総合的な都市経営のあり方に関する内外比較研究」、「都市自治体におけるツーリズム行政に関する調査研究」、「都市自治体を中核とする広域連携のあり方に関する調査研究」及び「各国の都市政策に関する調査研究及び成果のとりまとめ」を実施する。

第二に、研修事業として、直面する政策課題について、全国市長会等と「全国都市問題会議」及び「市長フォーラム」を共催するとともに、独自に「都市政策フォーラム」、「都市政策研究交流会」及び「都市調査研究交流会」を開催する。

第三に、情報提供事業その他として、機関誌『都市とガバナンス』、調査研究事業の成果や研修事業の結果を取りまとめた報告書等の発行、これまでの調査研究成果のとりまとめ（英訳）、都市自治体の調査研究活動に関する調査研究、都市調査研究グランプリの表彰、都市シンクタンク等との連携強化を行うとともに、ホームページやメールマガジンを活用して全国の都市自治体等に役立つ情報を随時提供する。

なお、事業費支出総額は、117,325千円である。

1 調査研究事業

① 都市分権政策センター

真の地方分権改革を実現するとともに、分権型社会における都市自治体経営の確立及び都市自治体の政策開発・立案機能の一層の充実に資するため、2007年1月に全国市長会と「都市分権政策センター」を共同設置し、以来6期にわたり活動を継続してきたところである。

この間、都市分権政策センターにおいては、都市自治制度の調査研究（都市内分権、広域連携など）、都市自治体のガバナンスに関する調査研究（市役所事務機構、公民連携、

人材確保と連携)、都市税財政、地域コミュニティなどの調査研究を行ってきた。なお、別途、全国市長会と日本都市センターは共同して、市区長及び学識者からなる研究会を設置し、調査研究を行い、これらの研究成果をもとに、人口減少社会における多世代交流・共生のまちづくり、都市自治体による一元的・包括的な土地利用行政の確立の必要性、ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方などについて提言してきたところである。

そこで、2020年度は基礎自治体を重視した真の地方分権改革の実現に向け、都市自治体の立場を明確にしなが、住民自治・住民生活の観点も踏まえつつ地方分権に資する政策提言を行い、分権型社会における都市自治体経営の確立及び都市自治体の政策開発・立案機能の一層の充実を図るため、第7期の「都市分権政策センター」(2020年4月～2022年3月)を設置し、調査研究等を行う。

(ア) 総括方針

基礎自治体を重視した真の地方分権改革の実現に向け、都市自治体の立場を明確にしなが、様々な観点から地方分権に資する政策提言を行い、分権型社会における都市自治体の経営の確立及び都市自治体の政策開発・立案機能の一層の充実を図る。

(イ) 市区長と有識者の参画のもとでの特定ないし任意テーマに関する調査研究(継続)

日本都市センターは、全国市長会の設立120周年記念事業に参画して調査研究を行ってきており、今後は、これらの研究成果を実践に結びつけていくとともに、都市分権政策をさらに実効あるものとしていくこととしている。そのため、市区長と有識者の参画のもとで、引き続き特定ないし任意テーマに関する調査研究を行う。特定テーマについては、第32次地方制度調査会における検討などを踏まえつつ、地域づくりを担う都市自治体の立場から、都市自治体と都道府県の関係性を探るため、新たに「都市自治体と都道府県の関係性に関する調査研究」(複数年度)を行う。また、市区長有志が任意のテーマを設定し有識者の参画のもとで意見交換を行う「都市の未来を語る市長の会」を引き続き、年2回、開催する。

(ウ) 都市自治体におけるガバナンスに関する調査研究(「都市自治体における法務とその担い手に関する調査研究」(新規・単年度))

地方分権改革により都市自治体の事務権限及び裁量が拡大するとともに、職務執行過程の早い段階から法的検討を行う予防法務の重要性が高まっている一方で、組織全体としての法務力の低下が懸念されている。そこで、都市自治体のガバナンスの観点から、法務対応のニーズを把握するとともに法務人材の確保や育成方法等を探るため、都市自治体におけるガバナンスに関する調査研究として、新たに、「都市自治体における法務とその担い手に関する調査研究」(新規)を行う。

(エ) 分権社会の都市自治体条例に関する調査研究(継続・複数年度)

一連の分権改革によって拡大した権限及び裁量を、地域の特性やニーズを踏まえな

がら、各都市自治体がどのように活用してきたかを検証し、その現状と課題を明らかにするとともに、具体的な政策課題を取り上げつつ、今後の分権改革の方向性及び都市自治体条例の可能性を考察する。そのほか、当該政策課題について先進諸国の法体系を必要に応じて比較参照する。

(オ) 各国の地方自治制度、都市税財政、各種都市施策等についての調査研究（継続）

今後の国と地方との関係や、地方自治制度と今後の改革の方向性、都市税財政や各種都市施策等を考える際の一つの参考として、我が国を含めた各国を対象に調査研究を実施する。

② グローバル化を見据えた都市自治体の主要政策課題とその対応の内外比較研究（継続・複数年度）

人口構造や就業構造の変化とともに、外国人観光客や外国人就業者の増加等によって、我が国の地域社会・経済は大きく変貌しつつあることから、いち早く高齢社会に突入し、移民・外国人の社会包摂をも念頭に、都市が教育・福祉、都市・住宅政策も含めた広範な取組みを進めている欧州諸国の先進事例や動向を把握しながら、我が国の主要政策課題とその対応のあり方を探る。

③ 総合的な都市経営（エネルギー・交通等の分野、市民自治体など）のあり方に関する内外比較研究（継続・複数年度）

欧州の諸都市においては、エネルギー、交通、インフラ、地域再生などの分野において、出資団体や都市圏などとの連携を通じて、地域経済振興も念頭に入れた形で都市経営に取り組んでいる。同時に、市民自治体といった理念を掲げて、市民との協働、市民参加を行いながら地域の合意形成を図っており、こうした取組みが地域課題の解決により大きな役割を果たすようになっている。我が国でも、こうした取組みを参考に都市もでてきており、総合的な都市経営のあり方について国内外の比較研究を行う。

④ 都市自治体におけるツーリズム行政に関する調査研究（継続・複数年度）

近年の観光（ツーリズム）は、訪日外国人旅行者誘致の局面から、地方創生のための成長戦略の大きな柱として位置付けられ、都市自治体においては、地域住民や関係事業者との連携、支援、マネジメントのあり方が問われている。そこで、ツーリズム政策の住民生活に深く根差す様々な分野（文化の保全、環境の保護、福祉の増進や交通等）に跨る総合政策としての性格を踏まえ、観光資源の発掘、再評価、その資源の活用の仕方、活用のための仕組みづくりに特に注目し、ツーリズムによるまちづくり推進の今後のあり方を探る。

**⑤ 都市自治体を中核とする広域連携のあり方に関する調査研究（姫路市との共同研究）
（新規・複数年度）**

広域的な行政課題に対しては、生活圏や経済圏を同一にする地方自治体が連携・協力して対応することが求められており、様々な広域行政の仕組みが用意されてきているが、さらなる検討を要するとともに、新たな仕組みも考えていく必要がある。そこで、その中でも、特に都市自治体を中核とした広域連携のあり方について、先行的な取り組みを進めている姫路市との共同研究を実施する。

⑥ 各国の都市政策に関する調査研究及び成果のとりまとめ（複数年度）

（ア）海外調査研究

我が国の都市自治体は、諸外国の地方分権の動向や先進的な取り組み等から、有用な示唆を得ており、上記①～⑤の調査研究に関連するテーマを中心に、諸外国の都市政策に関する海外実地調査を実施し、研究を行う。

（イ）これまでの調査研究成果のとりまとめ

各都市自治体の参考に資するため、我が国の都市経営・都市政策に関する基本的な考え方や基礎的な情報を整理し、とりまとめることは重要であると考えられる。

また、我が国の都市自治体は、多岐にわたる分野において多様かつ充実した施策を展開しており、これらに関する情報は、諸外国にとっても参考となると考えられる。

そこで、国内外の都市自治関係者の参考とすべく、これまでに実施した調査研究成果等を活用し、調査報告等のとりまとめ及びその英文翻訳を行う。

調査研究事業については、今後、地方自治をめぐる諸状況や全国の都市自治体の政策ニーズ及び専門家や学識者等の意見を踏まえ、必要に応じて見直し等を行い、効果的な事業実施に努める。

2 研修事業

① 全国都市問題会議の共催

全国市長会、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所及び開催都市（八戸市）と共同して、全国の市長など幅広い都市自治体関係者が参加する第 82 回全国都市問題会議を 10 月に開催する。

② 市長フォーラムの共催

全国の都市自治体が直面する課題に関する問題意識を共有し、その深化を図るため、全国市長会と共同して、全国の市長など都市自治体関係者を対象に、学識経験者などによる基調講演方式等の市長フォーラムを開催する。

③ 都市政策フォーラムの開催

都市自治体が現在直面している課題や今後対応すべき都市政策の様々なテーマについて自由に議論し、そうした課題解決に向けた情報共有・意見交換を図るため、都市自治体の幹部職員や都市政策担当部門職員及び都市シンクタンクの研究員を対象に、都市政策フォーラム（関西）を開催する。

④ 都市政策研究交流会の開催

都市自治体の企画課及び各分野の担当課職員等を対象に、都市が直面する課題や注目されている都市政策について、学識者や担当課職員等の報告により、情報共有、意見交換を行い、その課題解決の諸方策を議論するため、都市政策研究交流会を開催する。

⑤ 都市調査研究交流会の開催

都市シンクタンクの研究員や企画課職員等を対象に、都市シンクタンク等での調査研究活動の啓発、調査技法に関する意見交換及び交流を行う場として、都市調査研究交流会を開催する。

3 情報提供事業その他

① 機関誌『都市とガバナンス』の発行

機関誌『都市とガバナンス』第 34 号及び第 35 号を年 2 回（9 月、3 月を予定）発行し、全国の都市自治体、関係団体等に配布する。

② 報告書及びブックレットの発行

各調査研究事業の成果や研修事業の結果を報告書又はブックレットとしてとりまとめ、

全国の都市自治体等に配布する。

③ これまでの調査研究成果のとりまとめ（再掲）

国内外の都市自治関係者の参考とすべく、これまでに実施した調査研究成果等を活用し、調査報告等のとりまとめ及びその英文翻訳を行う。

④ 都市自治体の調査研究活動に対する情報提供

都市自治体及び都市シンクタンクの調査研究活動の実態、傾向並びに課題等の情報を共有することにより、都市自治体の政策形成能力の向上に寄与することを目的として、効率的・効果的な調査研究の進め方、また、都市シンクタンクの運営のあり方等について、既にシンクタンクを設置している都市自治体や今後、設置を検討している都市自治体を念頭に、機関誌やホームページ等で情報提供を行う。

⑤ 都市調査研究グランプリ（CR-1 グランプリ）の表彰

全国の都市自治体及び都市自治体職員が自主的に行った調査研究事例を募集し、優れた調査研究を表彰するとともに、機関誌やホームページ等で広く周知する。

⑥ 都市シンクタンク等との連携強化

都市シンクタンク等との連携を強化するため、都市シンクタンクの調査研究活動の促進、都市シンクタンク間の交流・情報交換のためのプラットフォームの提供及び都市シンクタンクの情報発信に対する支援を行う。

⑦ ホームページによる情報発信

各調査研究事業や研修事業の実施状況等について随時ホームページに掲載するとともに、機関誌・報告書・ブックレット等の刊行物についても刊行後速やかにホームページにて全文を公開する。

⑧ メールマガジンによる情報発信

全国の都市自治体、関係団体、研究者等を対象にメールマガジンを月1回程度発行し、当財団の主催行事・出版物・調査研究事業の紹介のほか、都市自治体及び都市シンクタンクの主催行事や調査研究事業の紹介、都市自治体の先進事例等に関する情報提供を行う。

2020年度収支予算書

公益財団法人日本都市センター

収支予算

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
1) 基本財産運用益	14,374	14,374	0
基本財産受取利息	14,374	14,374	0
2) 調査研究収益	117,466	116,606	860
① 受取調査研究事業助成金	98,000	98,000	0
② 受取調査研究事業負担金	18,750	18,000	750
③ 雑収益	716	606	110
3) 雑収益	14	14	0
① 受取利息	0	0	0
② 雑収益	14	14	0
経常収益計	131,854	130,994	860
(2) 経常費用			
1) 事業費	117,325	116,495	830
① 給料手当	53,572	51,096	2,476
② 賞与引当金繰入額	4,362	3,866	496
③ 退職給付費用	1,010	3,729	△ 2,719
④ 法定福利費	9,224	8,233	991
⑤ 福利厚生費	135	120	15
⑥ 会議費	1,762	2,515	△ 753
⑦ 旅費交通費	3,985	3,822	163
⑧ 通信運搬費	848	857	△ 9
⑨ 減価償却費	1,352	1,275	77
⑩ 備品及消耗品費	2,779	2,792	△ 13
⑪ 印刷製本費	5,720	7,000	△ 1,280
⑫ 光熱水料費	5,664	5,520	144
⑬ 賃借料	2,556	2,534	22
⑭ 諸謝金	13,193	12,647	546
⑮ 租税公課	0	0	0
⑯ 広報費	2,292	2,278	14
⑰ 支払委託費	8,460	7,724	736
⑱ 雑費	411	487	△ 76
2) 管理費	23,390	20,035	3,355
① 役員報酬	1,770	1,770	0
② 給料手当	12,860	10,577	2,283
③ 賞与引当金繰入額	959	523	436
④ 法定福利費	1,961	1,270	691
⑤ 福利厚生費	40	20	20
⑥ 会議費	360	360	0
⑦ 旅費交通費	530	530	0
⑧ 通信運搬費	382	384	△ 2
⑨ 減価償却費	80	220	△ 140
⑩ 備品及消耗品費	210	191	19
⑪ 光熱水料費	630	615	15
⑫ 賃借料	0	0	0
⑬ 租税公課	3	3	0
⑭ 支払委託費	3,415	3,422	△ 7
⑮ 雑費	190	150	40
経常費用計	140,715	136,530	4,185
当期経常増減額	△ 8,861	△ 5,536	△ 3,325

科 目	当年度	前年度	増 減
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
1) 経常外費用	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 8,861	△ 5,536	△ 3,325
一般正味財産期首残高	942,910	948,446	△ 5,536
一般正味財産期末残高	934,049	942,910	△ 8,861
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	89,359	89,359	0
指定正味財産期末残高	89,359	89,359	0
III 正味財産期末残高	1,023,408	1,032,269	△ 8,861

2020年度資金調達及び設備投資の見込み

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

－ 公益財団法人日本都市センター －

1. 資金調達の見込みについて

当年度における借入の予定はありません。

2. 設備投資の見込みについて

当年度における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。